

岐阜市学校ホームページの作成・運用にかかわるガイドライン

岐阜市教育委員会

1 趣旨

本ガイドラインは、岐阜市学校ホームページを公開するにあたり、適正な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

2 ホームページ開設の目的

学校の教育活動や学校運営の状況を保護者や地域の方々に公開し、信頼される学校づくりを進めていくことを目的とする。

3 ホームページ管理責任者及び運営組織

- (1) ホームページ管理責任者は校長とする。
- (2) 校長は、ホームページの円滑な運営のため、ホームページ担当者を選任する。
- (3) ホームページ担当者は、作成（更新）者を招集しホームページの検討を行うとともに、適切な運営に努める。

4 ホームページ作成（更新）者

- (1) ホームページ作成（更新）者は、教職員またはPTA、児童生徒とする。
- (2) ホームページ作成（更新）者は、著作権や商標権等の知的財産、肖像権や個人情報の保護について徹底すること。

5 ホームページ作成（更新）・公開手順

- (1) ホームページ作成（更新）者は、ページの作成（更新）が完了したら、ホームページ管理責任者に、承認と公開の依頼をする。
- (2) ホームページ担当者は、承認処理の後、公開処理を行う。

6 ホームページの内容

《掲載する内容》

- ・学校の教育目標や学校経営方針等
- ・学校いじめ基本方針（最新版）
- ・学校の住所、連絡先
- ・ホームページの著作権を守る記述

（例）ホームページに掲載されている写真、イラスト、音声、動画、記事等は、著作権法により保護されており、原則として著作権は、本校に帰属し著作権法により保護されています。著作権法上認められた場合を除き、ホームページに掲載されている写真、イラスト、音声、動画、記事等は、無断で複製・転用することはできません。

《掲載することが望ましい内容》

- ・いじめ防止に関わる取組

- ・学校評価
- ・学校便り
- ・学校の取組や児童生徒による活動
- ・児童生徒の作品

《掲載してはいけない内容》

- ・教育上不適切なもの
- ・特定の個人に不利益をもたらすもの
- ・児童生徒及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの
- ・著作権・商標権等の知的財産を侵害する恐れのあるもの
- ・学校のメールアドレス
- ・その他、学校ホームページとしてふさわしくないと判断したもの

7 個人情報の取り扱い

学校行事や教育活動の写真や児童生徒の作品等に関して、児童生徒の人権及び安全確保のため、個人を特定できる情報を掲載しないよう留意する。

(1) 個人情報にあたる情報

氏名、年組番号、住所、生年月日、電話番号、身体的特徴、名札、個人が特定できる顔写真等

(2) 写真等について

集合写真や活動風景の写真等、効果的であると判断した場合は、掲載を妨げない。ただし、掲載する内容について、本人と保護者の許可を得てあること。また、掲載後も要求があれば、速やかに削除するものとする。

8 日常の管理

(1) ホームページ管理責任者は、定期的にホームページの内容について確認を行い、ホームページ作成者に作成を指示するなど、定期的にホームページの内容を更新するよう適正化を図る。

(2) 各情報の掲載期間は、その情報の公開の目的が終了するまでとし、定期的に更新する。

9 ガイドラインの見直し

教育DXに推進等による情報モラルに係る考え方の進展に伴い、このガイドラインの内容について見直しの必要が生じたときは、関係機関と協議の上、見直しを行う。

10 ガイドラインの公表

本ガイドラインは、岐阜市教育研究所のホームページ上に公開する。

附則 このガイドラインは、令和4年9月1日から施行する。

簡単チェックリスト

	項目	内容	備考	✓
	肖像権	写真を掲載する人は、承諾を得る。 (年度当初に、スマート連絡帳やコミュニケーションツール (Teams) についても許可を得ることが望ましい。)	基本的に名前は消す。	

必ず掲載するもの

	内容	備考	✓
	〇〇学校いじめ防止基本方針	最新版	
	学校の住所・連絡先		

掲載することが望ましいもの

	内容	備考	✓
	いじめ防止に関わる取組		
	学校評価		

掲載しないもの

	内容	備考	✓
	学校のメールアドレス		
	スマート連絡帳 (保護者マニュアル) ※QR コードが、掲載されていないマニュアルと差し替える。(QR コードが Sample のもの)	QR コードが載っているため	